

# 生保労連の主張

## 主張① 持続可能で安心できる社会保障制度の実現を

▶ 社会保障制度は、さらなる機能発揮が求められる一方、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来により、その存立基盤が揺らいでおり、国民は大きな不安を抱えています。今後は、持続可能で安心できる社会保障制度を実現する観点から、低所得者などの社会的弱者に対してはセーフティネット機能の強化をはかりつつ、社会保障制度全体としては給付・サービスの重点化・効率化を進めていく必要があります。

## 主張② 私的保障のさらなる役割発揮を

▶ 生命保険をはじめとする私的保障については、公的保障を引き続き補完するとともに、公的保障の範囲・給付額の縮小などへの不安の高まりなどから、さらなる役割発揮が求められると考えます。

### 私的保障の今後の役割発揮領域（イメージ）



▶ 生命保険をはじめとする私的保障で国民一人ひとりの多様なニーズに対応できるのは、フェイス・トゥ・フェイスによる丁寧なコンサルティングを行う営業職員に他ならないことから、引き続き営業職員体制のさらなる充実・強化をはかっていく必要があると考えます。

## 主張③ 公私ミックス政策をわが国の基本政策に

▶ 21世紀を安心と活力のある社会としていくために、私たちは公的保障と私的保障の組合せによる「公私ミックス」を通じた生活保障システムの確立を、わが国の基本政策として明確に位置づけることが重要であると考えます。

### 〈「公私ミックス」による生活保障システムのイメージ〉

セーフティネットにふさわしい「公的保障」

国民の自助努力による「私的保障（生命保険等）」

- 【社会保障制度改革に対する生保労連の基本的な考え方】
- 持続可能で安心の持てる社会保障制度の実現
  - 社会保障制度全体における給付・サービスの重点化・効率化の推進
  - 低所得者などの社会的弱者に対するセーフティネット機能の強化
  - 現役世帯だけでなく、高齢者も含めた国民各層・各世代が支えあう納得性ある負担のあり方の検討

- 【私的保障に対する生保労連の基本的な考え方】
- 国民のライフサイクル・ライフスタイルの変化への対応
  - 世帯構成の多様化などによるお客さまが必要とする保障内容・水準の変化への対応
  - 公的保障でカバーしきれない保障領域への対応
  - 公的保障の給付・サービスの抑制などへの対応

# 安心できる 生活保障システムの 確立に向けて

少子高齢社会の到来、価値観の多様化によるライフサイクルの変化など、社会構造が大きく変化する中、国民一人ひとりが安心して暮らしていくためには、持続可能な社会保障制度の実現とともに、多様なニーズに応え得る私的保障(生命保険等)の提供を通じた「公私ミックス」による生活保障システムの確立が従来以上に強く求められると考えています。

生保労連では、このような課題認識の下、わが国と同様に高齢化が進行する諸外国における「公私ミックス政策」の動向を調査するなどの取組みを進め、今般、あらためて生保産業で働く者の立場から、「安心できる生活保障システム」の確立に向けた提言を取りまとめました。

わたしたち生保労連は、国民一人ひとりの充実した安心ある暮らしを支えていくために、今後も引き続き提言を行っていくとともに、諸課題の解決に向けた取組みを進めていきたいと考えています。

生保労連  
加盟組合

- |               |                              |                       |
|---------------|------------------------------|-----------------------|
| アクサ生命営業社員労働組合 | 大同生命内務従業員組合                  | ブルデンシャル生命内勤社員組合       |
| アクサ内勤社員労働組合   | 大同生命労働組合                     | マニユライフ生命労働組合          |
| 朝日生命労働組合      | 太陽生命内務員組合                    | 三井生命労働組合              |
| ジブラルタ生命労働組合   | T & Dフィナンシャル生命労働組合           | 明治安田生命労働組合            |
| 住友生命労働組合      | 日本生命労働組合                     | 富国生命全国外野倶楽部(オブザーバー加盟) |
| 生命保険協会従業員組合   | 富国生命内務職員組合                   |                       |
| 第一生命労働組合      | ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命労働組合 |                       |

全国生命保険労働組合連合会(生保労連)

全国生命保険労働組合連合会(生保労連)

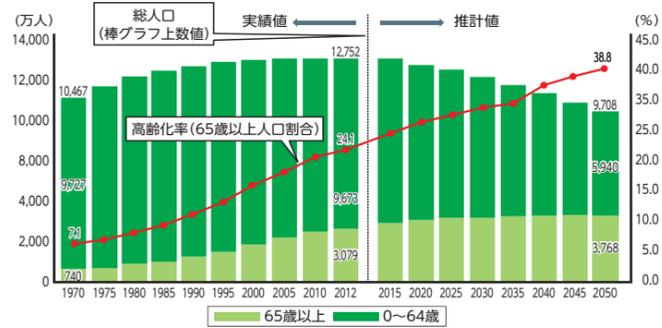
# 今こそ、公私ミックスによる生活保障システムの確立が求められています!!

※公私ミックスとは、「公的保障(社会保障)と私的保障(生命保険等)の組合せ」のことです。

## 社会保障制度をめぐる現状と今後の動向

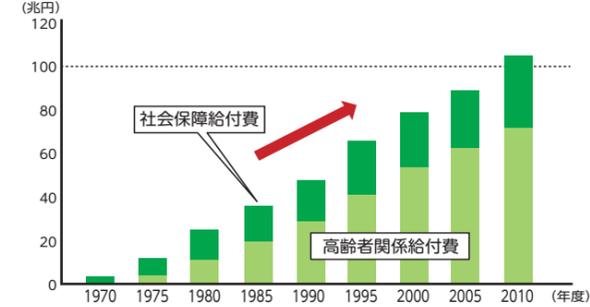
高齢化の急速な進展に伴い、わが国の社会保障制度は給付費が増加し続けており、制度の持続性・安定性に対する国民の不安が高まっています。また、保障分野ごとに見ても、公的保障だけでは不十分という方の割合は高く、自助努力の必要性を多くの国民が感じています。

### 人口・高齢化の推移



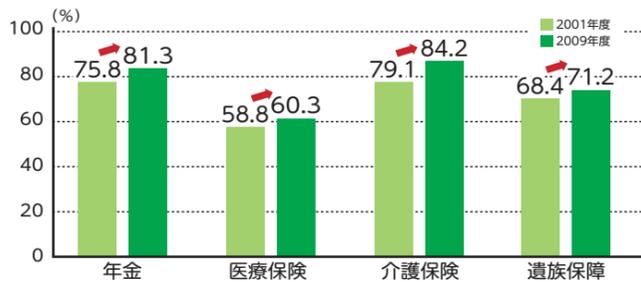
資料:2010年までは総務省「国勢調査」、2012年は総務省「人口推計」(2012年10月1日現在)、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2012年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果  
 (注) 1970年～2010年の総数は年齢不詳を含む。高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。  
 (出所)内閣府「平成25年度高齢社会白書」をもとに作成

### 社会保障給付費等の推移



(注1) 高齢者関係給付費とは、年金保険給付費、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費及び高齢者雇用継続給付費を合わせたもので1973年度から集計。  
 (注2) 高齢者医療給付費は、2007年度までは旧老人保健制度からの医療給付額、2008年度は後期高齢者医療制度からの医療給付額及び旧老人保健制度からの2008年3月分の医療給付額などが含まれている。  
 (出所)国立社会保障・人口問題研究所「平成22年度社会保障費用統計」をもとに作成

### 公的保障では「まかなえない」という人の割合



(出所)生命保険文化センター「生活保障に関する調査」をもとに作成

### 各生活保障を準備したい人の割合



(出所)生命保険文化センター「生活保障に関する調査」をもとに作成

こうした状況下、国では社会保障制度の持続性向上に向けて、以下のような対応が進められています。

2012年	6月	自・公・民の3党が社会保障・税一体改革大綱を合意
	8月	社会保障制度改革推進法などが成立
	11月	第1回社会保障制度改革国民会議を開催(計20回)
2013年	8月	社会保障制度改革国民会議の最終報告書がとりまとまる
	12月	「社会保障制度改革プログラム法」が成立
2014年以降(予定含む)		「社会保障制度改革プログラム法」に沿って、2014年～2017年に「医療」「介護」などの制度改革を実施

#### 【社会保障制度改革推進法第2条(基本的な考え方)(抜粋)】

- ・自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- ・社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化を同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。

(2012年8月10日成立)

公助・自助・共助の適切な組合せによる生活保障システムを構築すること及び、私的保障の重要性が一層高まることを示したものと考えられます。

3ページから6ページでは、  
 ・老後保障  
 ・医療保障  
 ・介護保障  
 ・遺族保障  
 に関するわたしたちの提言を紹介します。

## 「公私ミックス」をめざす動きは“世界の潮流”

欧州では...

- ▶ 欧州諸国でも高齢化の影響などから社会保障給付費が増大しており、年金の支給開始年齢の引き上げや給付水準の引き下げなど、各保障分野で給付・サービスの効率化・重点化といった社会保障財政の健全化策が進められています。
- ▶ 一方で、社会保障制度の補完・上乘せ・代替の観点から、各種の自助努力支援策が講じられ、民間保険の積極的な活用が後押しされるなど、「公私ミックス」をめざす動きは“世界の潮流”といえます。

### 【欧州諸国における財政健全化策と自助努力支援策】

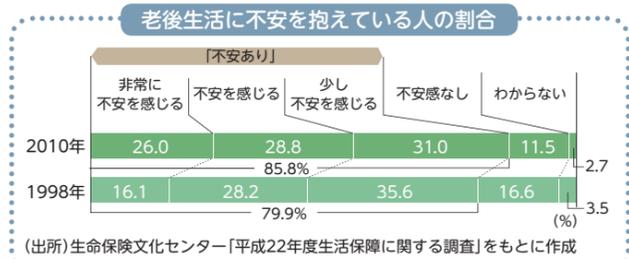
	財政健全化策	自助努力支援策
年金	▶ ドイツ・フランス・イギリスでは、支給開始年齢の引き上げや給付水準の引き下げを実施	▶ フランスでは、公的年金を満額受給できる加入期間の引き上げとあわせて、税制優遇のある私的年金制度を導入 ▶ イギリスでは、公的年金の2段階部分の段階的廃止を決定し、被用者については私的年金への加入を義務化
医療・介護	▶ ドイツ・フランス・イギリスでは、プライマリケアの推進、予防医療の強化を実施	▶ ドイツでは、公的介護保険の補完措置として、税制優遇のある積立方式の民間介護保険制度を導入 ▶ フランスでは、保険会社などが提供する補足医療保険が公的保険対象外の治療や自己負担分を補完

# 安心できる老後生活を実現するために

老後保障をめぐる現状と課題

## ● 老後生活に対する高まる不安

▶ 多くの国民が老後生活に不安を抱えています。



## ● 厳しさを増す公的年金財政

▶ 少子高齢化の進行は公的年金の給付増と現役世代の負担増につながりかねず、その収支は今後一層厳しくなるおそれがあります。

## ● 空洞化が進む公的年金

▶ 国民年金保険料の未納者などの増加は、将来の無年金・低年金者の発生につながると危惧されています。

## ● 求められるさらなる改革

▶ これまで以下のような改革が行われてきましたが、真に持続可能な制度としていくために、さらなる改革が求められています。

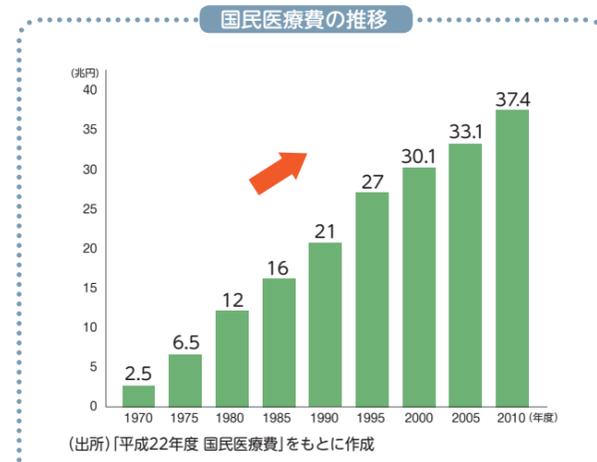
- これまでの公的年金改革(予定も含む)
- 上限を固定したうえでの保険料の引き上げ
  - 基礎年金国庫負担の2分の1への引き上げ
  - マクロ経済スライド(財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み)の導入
  - 一定条件下の短時間労働者への被用者保険の適用拡大

# 安心・安全な医療保障を確立するために

医療保障をめぐる現状と課題

## ● 悪化を続ける公的医療保険財政

▶ 高齢化の進行や医療技術の高度化などにより、医療費が急増し、公的医療保険制度の財政は悪化を続けています。

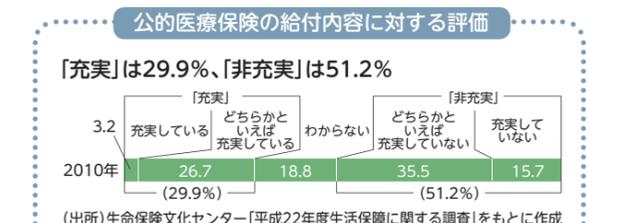


## ● 持続基盤が揺らぐ国民皆保険制度

▶ 国民健康保険の保険料納付率が年々低下しており皆保険制度の持続が揺らいでいます。  
▶ 健康保険組合や協会けんぽについても、高齢者医療制度に対する支援金の増加等により財政が悪化しています。

## ● 充実感が乏しい公的医療保険の給付内容

▶ 公的医療保険についての意識調査では、約半数の方が給付内容が「充実していない」「どちらかといえば充実していない」と考えています。



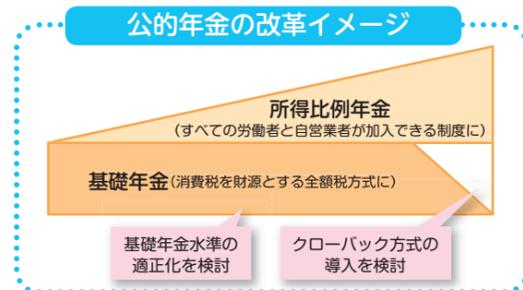
## わたしたちの提言① すべての国民が加入できる公的年金制度へ

### 基礎年金

- ▶ すべての国民の老後を支えるため、消費税を財源とした「全額税方式」への転換が必要と考えます。
  - ▶ ただし、財源の巨額化につながるおそれもあることから、基礎年金水準の適正化やクローバック方式※の導入を検討する必要がありますと考えます。
- ※所得額に応じて、一旦受給した基礎年金を国に返金する制度

### 報酬比例部分

- ▶ 短時間労働者への被用者保険の適用拡大をさらに進める必要があると考えます。
- ▶ 年金制度間の公平性を確保するため、すべての雇用労働者と自営業者が加入できる所得比例年金制度を構築する必要がありますと考えます。



## わたしたちの提言② 持続性・安定性の高い公的年金制度へ

- ▶ 現役世代の負担感には十分な配慮が必要と考えます。
- ▶ 支給開始年齢の65歳以上への引き上げについては、公的年金財政や雇用との接続、弾力的な受給のあり方などとあわせ、中長期的観点から検討を行う必要があると考えます。

欧州では…  
ドイツ・イギリスでは、制度の持続可能性を高めるため、支給開始年齢を65歳から67歳へ引き上げています。

## わたしたちの提言③ 長寿化や公的年金給付の抑制を想定した自助努力が一層重要に

- ▶ 長寿化の進展に伴い、老後に必要な資金は増加傾向にあります。一方、公的年金財政は厳しい状況にあり、今後、給付水準の引き下げや支給開始年齢の引き上げを余儀なくされるおそれがあります。こうした動きを想定すると、自助努力による老後保障がますます重要になると考えられます。
- ▶ 特に、国民年金加入者は基礎年金のみであるため、不足する部分を自助努力でカバーすることが望ましいといえます。
- ▶ このように、公的年金を補完する生命保険の役割がますます重要となる中で、生命保険などを活用した国民一人ひとりの自助努力に対するさらなる支援が必要と考えます。

欧州では…  
ドイツ・フランス・イギリスでは、税制優遇のある私的年金が導入されており、公的年金を補完・代替しています。

## わたしたちの提言① 医療保険財政の健全化に向けて

- ▶ 持続可能な公的医療保険制度の構築に向けて、「保険者機能の強化」や「出来高払いから『定額・包括払い制度』への転換」が必要であるとともに、有効性や安全性の確保を前提に後発医薬品の使用促進や予防医療の推進をすべきと考えます。
- ▶ 家庭医の育成をはかるなど、プライマリケア(1次医療体制)の整備をはかる必要があると考えられます。

## わたしたちの提言② 国民の医療ニーズに合った公的医療保険制度の実現を

- ▶ 医療技術が進歩している中、より高度な医療サービスやより良い医療サービスを受けたいといったニーズが高まると考えられることから、混合診療については、安心・安全な医療サービスの提供と患者の選択肢拡大とのバランスを考慮し、かつ懸念される弊害の防止策を講じたうえで、医療の進歩に合わせて「保険外併用療養費」の対象範囲を広げていくことが望ましいと考えます。

## わたしたちの提言③ 医療保障における生命保険の一層の役割発揮に向けた支援を

- ▶ 将来の医療保障に関する給付抑制なども考慮し、医療費の不足分や3大疾病への対応、「先進医療」の適用など高額な医療費が必要な部分は、私的保障で準備しておくことが望ましいと考えます。
- ▶ 高齢化の進展により公的医療保険財政の改善が見込まれない中で、今後、生命保険などを活用した病気やけがへの備えがますます重要になることから、医療保障における自助努力支援が必要と考えます。

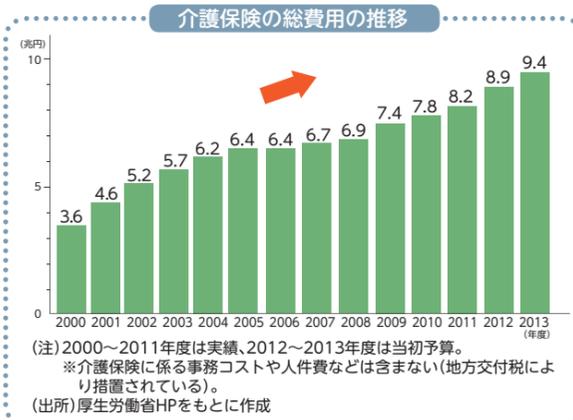
欧州では…  
イギリスでは、民間保険会社が、「優れた専門医の紹介」「すぐに治療可能な病院の紹介」「国民保健ではカバーされない現物給付サービスや差額ベッド代、先進医療の治療費等を補てんする現金給付サービス」を提供しています。

# より充実した介護保障を確立するために

介護保障をめぐる現状と課題

## ● 急増する介護保険の総費用

- ▶ わが国の公的介護保険制度は2000年にスタートして以降、高齢化の進展に伴い、利用者が急増しており、そのため、制度導入当初と比べると総費用は2倍以上に増加しています。
- ▶ また、今後さらなる給付増・負担増や、介護労働者や介護施設の不足が懸念されています。

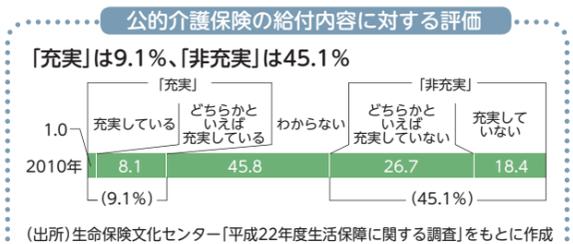


## ● 女性の利用が多い公的介護保険

- ▶ 2012年では65歳以上の受給者は、男女比で見ると男性が約3割、女性が約7割となっています。

## ● 不十分な公的介護保険の給付内容

- ▶ 公的介護保険についての意識調査では、約半数の方が給付内容が「充実していない」「どちらかといえば充実していない」と考えています。



- ▶ 現行の公的介護保険制度は、40歳以上を対象としており、かつ、40歳から64歳までの第2号被保険者は特定疾病(加齢による疾病など)以外では給付を受けることができません。

## わたしたちの提言 ① より多くの人が利用できる公的介護保険制度の実現へ

- ▶ 介護を必要とするすべての国民を支えるためには、障がい者福祉政策とも連携し、介護保険の給付対象を20歳以上とすることが望ましいと考えます。あわせて、国庫負担や利用者負担の引き上げも含め、公平な負担と給付のあり方を検討していく必要があると考えます。

## わたしたちの提言 ② 介護サービス体制の充実と介護しやすい環境の整備を

- ▶ 介護労働者の不足などへの対応として、企業やNPOの参入・参画が促進されるよう、国が介護を取り巻く環境の周知をはかるべきと考えます。また、仕事と介護を両立できる制度の整備とともに、介護講習の実施、社会保険料の免除など、介護者に対する支援についても検討していく必要があると考えます。

## わたしたちの提言 ③ 質の高い介護サービスの提供に向けて

- ▶ 介護は年齢や要介護度によって必要な給付・サービスが異なります。すべての利用者がニーズに合った介護サービスを受けられるようにするためには、公的介護保険制度の充実とともに民間サービスや民間介護保険などを提供する機関が連携し、質の高いサービスを提供していくことが重要と考えます。

欧州では...

イギリスでは、介護が必要な者に対して、生涯で必要となる費用と個人で負担可能な費用を試算した上で、地方自治体が出し、民間保険会社などがそのプランに応じたサービスを提供しています。

## わたしたちの提言 ④ 介護保障における生命保険の一層の役割発揮に向けた支援を

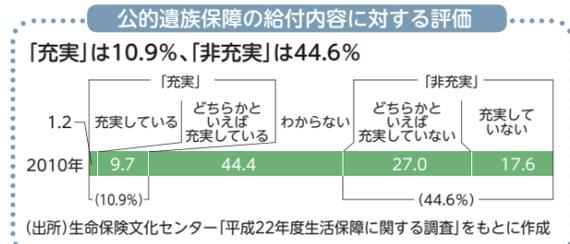
- ▶ 介護は、自分にあったサービスを受けることが大切です。そのためにも、あらかじめ私的保障で準備しておくことが望ましいと考えます。
- ▶ 今後、公的介護保障の給付の効率化・重点化が見込まれる中、介護保障における生命保険などを活用した自助努力支援が必要と考えます。

# 遺族が十分な生活資金を確保するために

遺族保障をめぐる現状と課題

## ● 十分とはいえない公的遺族保障

- ▶ わが国の公的遺族保障については、約半数の方が、給付内容に対し「充実していない」「どちらかといえば充実していない」と考えています。
- ▶ その主な理由として、以下のものが挙げられます。
  - ・支給要件に制限があること
  - ・支給額が不十分なこと(配偶者と子ども1人の場合の遺族基礎年金額は約8万3千円/月 ※2014年5月現在)
- ▶ 一方で、公的保障による大幅な保障額の増加や支給範囲の拡大などは見込めないと考えざるをえません。



## ● 重要な役割を果たす私的保障

- ▶ 公的遺族保障の不足分を補うため、約7割の方が遺族保障に対し経済的な準備をしています。
- ▶ そのための手段として生命保険がもっとも活用されており、その平均加入金額は以下の通りです。
  - 男性…2,043万円 女性…944万円
- ▶ ただし、自分が万一の際の私的準備として望ましいと考えられる死亡保険金額の平均額は以下の通りであり、実際の平均加入金額と大きな差があります。
  - 男性…3,566万円 女性…1,720万円

## ● 将来の国民生活への懸念

- ▶ 生命保険の世帯加入率は90.5%となっていますが、家計収入の減少などにより低下傾向にあり、特に若年層で顕著となっています。今後、十分な保障を得られない層が増加し、社会基盤の不安定化につながる懸念があります。
  - ▶ 経済的準備の充足感については、私的準備に公的保障・企業保障をあわせても半数以上の方が「ない」と考えています。
- (出所)生命保険文化センター「平成22年度生活保障に関する調査」  
生命保険文化センター「平成24年度生命保険に関する全国実態調査」

## わたしたちの提言 遺族の生活資金の確保に向けたさらなる自助努力支援を

- ▶ 働き手を失った遺族の収入状況が非常に厳しい実態にある中で、晩婚化や働き方の変化などにより、家計の担い手が多様化していることを踏まえると、世帯主に多い男性に加え、女性や単身者、若年層も遺族保障を準備する必要があると考えます。
- ▶ 公的遺族保障の支給額の増額や支給範囲の拡大が見込まれない中、今後、生命保険などを活用した遺族の生活資金の確保がますます重要になるため、遺族保障における自助努力に対する一層の支援が必要と考えます。

欧州では...

遺族の雇用支援に重点を置いているドイツ・フランス・イギリスでも、遺族保障における私的保障のニーズに応えるため、税制優遇策のある私的年金に遺族保障を付加できるなどの対応がはかられています。

## 各保障分野におけるさらなる私的保障の役割発揮に向けた事例

### 老後保障

- ▶ 私的保障に未加入の単身世帯はもとより、既加入の単身世帯についても、年金給付の効率化などが行われる可能性が高いため、老後の生活費の不足分を私的保障による上乗せで対応することが望ましいと考えます。
- ▶ 共働き妻の場合は、安心とゆとりある老後生活を送るための私的保障の準備が必要です。特に、妻がパート・有期契約雇用あるいは専業主婦の場合は、公的保障がより十分でないと考えられるため、私的保障への加入が望ましいと考えます。

### 介護保障

- ▶ 民間介護保険に加入していない単身者はもとより、加入している単身者においても、一時的な費用やニーズへの対応などを考えると、介護費用が不足することが考えられることから、私的保障で上乗せすることが望ましいと考えます。
- ▶ 障害年金以外受給できない39歳以下の方や、公的介護保険の給付対象とならない場合がある40～64歳の方は、要介護(就労不能)状態が長期化するケースや、高齢の親に介護してもらうケースも想定し、私的保障による準備を考えることが望ましいと考えます。

### 医療保障

- ▶ 自営業者など国民健康保険に加入している世帯主については、健康保険などによる傷病手当金や有給休暇などがいないため、被用者保険加入者と比べて大型の私的保障が望ましいと考えます。
- ▶ 若年世帯主(29歳以下)については、加齢などによる医的リスクが高まり、私的保障に加入できない可能性もあることから、若年層から加入しておくことが望ましいと考えます。

### 遺族保障

- ▶ 国民年金に加入している世帯主については、公的遺族保障による保障が厚生年金・共済年金加入者と比べると少ないため、大型の私的保障が必要と考えます。
- ▶ 子ども世帯に生活支援をしている高齢者世帯で、当該高齢者に万一のことがあった場合、子ども世帯の生活水準が低下することが懸念されるため、当該高齢者も私的保障への加入が望ましいと考えます。